

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

扶養親族の所属の振り分け

Q：私たち夫婦は共稼ぎです。今年、妻所有の土地を売却しましたので、妻に多額の譲渡所得が生ずることになりました。

そこで、今まで私の扶養親族としていた子供を妻の扶養親族にしたいと思うのですが、できますか。

A：夫婦それぞれが、改めて「扶養控除等申告書」を提出すれば、扶養親族の所属を変更させることができます。

【解説】

同一生計の親族間に、2人以上の納税者の扶養親族になる人がいる場合には、その扶養親族は、この複数の納税者のうちいずれか1人の扶養親族とされます。

共稼ぎのサラリーマン夫婦の場合、その子供は父母のいずれかの「扶養控除等申告書」に扶養親族として記載され、それに従って所得税が徴収されることとなりますが、夫婦どちらの扶養控除の対象にするかは自由に選択できます。夫婦2人合わせた税金を最も少なくするには、夫婦の所得ができるだけ近づきように扶養親族を振り分けるとよいでしょう。

扶養控除等申告書は、年末調整のための書類と同時に、年末に翌年分を会社に提出するのがふつうでしょう。当然これから1年の夫婦それぞれの所得を見積もって、最も有利な形で申告することとなりますが、その後見積りと相違する事態となった場合は、夫婦それぞれが、改めて扶養控除等申告書を提出すれば、扶養親族の所属を変更させることができます。

